

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西之表市	奥・久保田・浦田地区 (奥集落・久保田集落・浦田集落)	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	66.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	17.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	9.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

奥・久保田・浦田地区は、高齢化率が非常に高く、後継者も不足している。相続未登記や非農家等の土地が多く、相対での貸し借りも多い。また、低い山地や台地で形成された土地であり、まとまった農地が少なく、リタイアした農業者の農地のうち引き継がれない農地も少なくない。このままでは、担い手の減少や耕作放棄地の増加が懸念される。地区内において引き受け意向のある中心経営体がないことから、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。今後は、中心経営体への集積と合わせ農地中間管理機構への貸付を推進し、遊休地化を防ぐことが重要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

奥集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の6経営体と基本構想水準到達者の2経営体及び認定農業者法人1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。

久保田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の1経営体と基本構想水準到達者の1経営体及び認定農業者法人1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。

浦田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の3経営体と認定農業者法人1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現 状		今後の農地の引き受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	さとうきび、青果用甘しよ、焼酎用甘しよ、澱粉用甘しよ、飼料作物、水稻、生産牛	2.5ha	さとうきび、青果用甘しよ、焼酎用甘しよ、澱粉用甘しよ、飼料作物、水稻、生産牛	2.5ha	奥
認農	B	経産牛、育成牛、飼料作物、飼料用きび	1.9ha	経産牛、育成牛、飼料作物、飼料用きび	1.9ha	奥
認農	C	さとうきび、青果用甘しよ、焼酎用甘しよ、パレイシヨ、水稻	2.7ha	さとうきび、青果用甘しよ、焼酎用甘しよ、パレイシヨ、水稻	2.7ha	奥・久保田・浦田
認農	D	青果用甘しよ、スナップ、パレイシヨ、水稻	2.3ha	青果用甘しよ、スナップ、パレイシヨ、水稻	2.3ha	浦田
認農	E	飼料作物、水稻	0.3ha	飼料作物、水稻	0.3ha	浦田
認農	F	澱粉用甘しよ、スナップ	0.2ha	澱粉用甘しよ、スナップ	0.2ha	奥
認農	G	澱粉用甘しよ、飼料作物	2.3ha	澱粉用甘しよ、飼料作物	2.3ha	奥
到達	H	生産牛、さとうきび、焼酎用甘しよ、飼料作物、水稻	3.1ha	生産牛、さとうきび、焼酎用甘しよ、飼料作物、水稻	3.1ha	奥・久保田
到達	I	青果用甘しよ、澱粉用甘しよ、スナップ、水稻	0.4ha	青果用甘しよ、澱粉用甘しよ、スナップ、水稻	0.4ha	奥
認農法	J	さとうきび、澱粉用甘しよ	—	さとうきび、澱粉用甘しよ	—	奥・久保田・浦田
	K	青果用甘しよ、澱粉用甘しよ、水稻	3.0ha	青果用甘しよ、澱粉用甘しよ、水稻	3.0ha	奥
計	11経営体		18.7ha		18.7ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実である市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引き受け意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するため必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

▽農地の貸付けの意向
貸付けの意向が確認された農地は、31筆41,610㎡となっている。
▽農地中間管理機構の活用方針
基本的には、法人や拡大志向農家等の中心的経営体への集約化を目指し、農地所有者等は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
▽鳥獣被害防止対策への取り組み方針
引き続き共同での侵入防止柵の設置等検討していくとともに市の鳥獣対策協議会と協力して、捕獲の充実に取り組んでいく。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	国上144 他30件	41,610㎡		
計	31件	41,610㎡	0㎡	0㎡

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。